土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から平成29年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から平成29年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成20年度から平成29年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

S_{20} ＝ 0.066

S_{21} ＝ 0.065

S_{22} ＝ 0.045

S_{23} ＝ 0.044

S_{24} ＝ 0.044

S_{25} ＝ 0.044

S_{26} ＝ 0.043

S_{27} ＝ 0.001

S_{28} ＝ 0.0010

S_{29} ＝ 0.0010

T_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち

土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成14年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成14年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成14年度から平成28年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

S_{19} ＝ 0.066

S_{20} ＝ 0.066

S_{21} ＝ 0.065

S_{22} ＝ 0.045

S_{23} ＝ 0.044

S_{24} ＝ 0.044

S_{25} ＝ 0.044

S_{26} ＝ 0.003

S_{27} ＝ 0.001

S_{28} ＝ 0.0010

T_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち